

## 規制の事前評価書

政策の名称	亜硝酸イソブチル他26物質に係る労働者の健康障害防止のための規制強化	担当部局名	労働基準局安全衛生部	作成責任者名	化学物質対策課長 森戸 和美	評価実施時期	平成27年11月
法令案等の名称・関連条項	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 【関係条項】 労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)による改正後の第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項及び第113条						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】          亜硝酸イソブチル他26物質(アセチルアセトン、アルミニウム、エチレン、エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート、クロロ酢酸、0-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=0'0'-ジエチル=ホスホロチオアート、三フタリアルミニウム、N-N-ジエチルヒドロキシルアミン、ジエチレングリコールモノブチルエーテル、ジクロロ酢酸、ジメチル-2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名DEP)、水素化ビス(2-メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム、テトラヒドロメチル無水フタル酸、N-ビニル-2-ビロドン、ブテン、プロピオノルアルデヒド、プロベン、1-ブロモプロパン、3-ブロモ-1-ブロベン(別名臭化アリル)、ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム、ヘキサフルオロオクタン酸、メチルナフタレン、2-メチル-5-ニトロアニリン、N-メチル-2-ビロドン、沃素及びその化合物)は、製造業等において、幅広く取り扱われている。一方、これらの物質は、米国労働衛生専門家会議等において、職業ばく露の限界値等が勧告されており、一定の危険・有害性を有している。          このため、平成27年度に専門家、実務者等による検討を行ったところ、これらの化学物質を譲渡し、又は提供する者に対して、容器、包装等への名称等の表示及び文書の交付、並びにこれらの物質を製造し又は取り扱う事業場におけるリスクアセスメントの実施が必要であるとの結論を得た。</p> <p>【規制の目的、内容】          これらの化学物質によるばく露防止等の健康障害防止対策を充実するため、これらの物質を労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)別表第9に掲げる名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物に指定する等の改正を行う。これにより、これらの化学物質を譲渡し、又は提供しようとする者は、容器、包装等に名称等を表示し、相手側に対して一定の危険性又は有害性について記された文書(以下「SDS」という。)を交付するとともに、事業者がこれらの化学物質を製造し、又は取り扱うときにはリスクアセスメントの実施を行うことを義務付ける(以下これらの規制を合わせて「本規制」という。)</p> <p>【規制の必要性】          令別表第9の創設以降、これらの化学物質について、米国労働衛生専門家会議等により、職業ばく露の限界値等が勧告されており、また政府の行ったGHS分類において一定の危険・有害性があることが確認されている。したがって労働者の職業性疾病等の発症による健康障害防止のために本規制を実施する必要がある。</p>						
想定される代替案	国の通達による容器又は包装への表示、SDSの交付及びリスクアセスメントの実施等の措置の指導						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	本規制により、事業者等に新たな措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。 ・容器・包装への表示(1物質当たり年間数万円～) ・SDSの交付(1物質当たり数千円～) ・リスクアセスメントの実施(1物質当たり数百円～)	国の通達による行政指導を受けて対策に取り組む事業者等にあっては、次の費用が発生する。 ・容器・包装への表示(1物質当たり年間数万円～) ・SDSの交付(1物質当たり数千円～) ・リスクアセスメントの実施(1物質当たり数百円～)					
2 行政費用	国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。 ※ 国において、これらの化学物質に係るモデルSDSは既作成であることから、行政の費用が増加することはない。	国において、代替案に伴う費用、人員等の増減はない。 ※ 国において、これらの化学物質に係るモデルSDSは既作成であることから、行政の費用が増加することはない。					
3 その他の社会的費用	特になし。	特になし。					
規制の便益(注)	便益の要素	代替案の場合					
	<p>【労働者への便益】          これらの化学物質のばく露の防止等により、労働者の職業性疾病等の発症による健康障害を防止することができる。</p> <p>【事業者への便益】          健康障害防止措置を実施することにより、労災の補償リスクを低減することができる。また、労災補償保険法による保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。</p> <p>【国民全体への便益】          労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる。</p>	<p>【労働者への便益】          企業によっては、必要な対策が十分に実施されない可能性があり、労働者の職業性疾病等の発症による健康障害の防止に対する効果は限定される。</p> <p>【事業者への便益】          企業によっては、必要な対策が十分に実施されない可能性があり、労災の補償リスクを低減する効果は限定される。また、事業者全体にとって、保険料負担を軽減する効果は限定される。</p> <p>【国民全体への便益】          労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる効果は限定される。</p>					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本規制の便益は、労働者の職業性疾病等の健康障害の防止に資することである。 費用については、アクリルアミド等他の危険物・有害物に対しても既に同様の規制を図っており、今回の規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することはなく、また事業者については遵守費用は増加するものの、労災の補償リスクの低減等の便益を得ることができるところから、本規制による義務付けは適当と判断する。 一方、代替案(国の通達による行政指導)では、対策を取る事業者については本規制と同様、遵守費用が発生するにもかかわらず、事業者に法的な義務を伴わないことから、企業で必要な対策が十分に実施されず、そのため、労働者の職業性疾病等の健康障害防止について効果が限定される。 したがって、全ての事業場において、これらの化学物質による労働者の健康障害防止措置を履行させるため、通達による指導(代替案)ではなく、罰則を伴った法的拘束力を持つ本規制案を採用すべきである。						
有識者の見解その他関連事項	「化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書」(座長:櫻井治彦中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター技術顧問)の報告書において、以下のとおり結論付けられている。 ・亜硝酸イソブチル他26物質について、別表第9へ追加すべきである。 ・アルミニウムについては、譲渡・提供の過程において粉状の物にならない場合については、容器・包装への表示の対象外とすべきである。						
レビューを行う時期又は条件	米国労働衛生専門家会議等の国際機関等における職業ばく露限界値等の評価の見直し、これらの化学物質による労働災害の多発等の場合に見直しを行う。						